

令和7年高知県庁北庁舎電力供給仕様書

1 調達物品名及び予定数量等

- (1) 調達物品名 令和7年高知県庁北庁舎で使用する電気
- (2) 契約電力 64kW、契約上使用できる最大電力（キロワット）をいい、30分最大需要電力計により計測される最大需要電力が原則としてこれを超えないものとする。
- (3) 年間予定使用電力量 別記のとおり
- (4) 供給期間 令和7年1月1日0時00分から令和7年12月31日24時00分まで
- (5) 供給場所 高知県高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県庁北庁舎
- (6) 業種及び用途 官公署（事務所）
- (7) 契約期間における予定力率 100%

2 高知県庁北庁舎の受電設備等

(1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,000V
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	常時1回線受電

(2) 電力量等の検針

自動検針装置 無

(3) 需給地点及び電気工作物の財産分界点

四国電力送配電株式会社が施設した引込線と高知県が施設した区分開閉器の電源側接続点とする。ただし、取引用計量装置は四国電力送配電株式会社の所有である。

(4) 保安上の責任分界点

(3)に同じ。ただし、取引用計量装置は四国電力送配電株式会社がその保安の責めを負う。

(5) その他

フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は、有していない。

3 高知県庁北庁舎の要求要件

- (1) 供給期間中、当施設の設備等を利用し、安定した電気の供給が可能であること。ただし、当該設備等に改修及び改善等が必要であるときは、協議すること。
- (2) 障害等が発生した場合に迅速に対処できる体制を有すること。
- (3) この仕様書及び別添契約書に定めのないその他の需給条件については、四国地区の旧一般電気事業者が公表している電気需給条件（高圧・特別高圧）及び主契約料金条件により取り扱うものとする。
- (4) 3月末時点及び契約終了時に、契約月ごとの合計・昼間（8時～22時）・夜間の使用電力量、最大需要電力量をまとめたもの（様式は任意）を県に提出すること。
ただし、これらの実績がwebページ上等で県が閲覧できる場合は除く。

別記

月別予定最大需要電力および月別予定使用電力量

月	予定最大需要電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)
1月	64	10,772
2月	55	9,569
3月	49	9,451
4月	17	5,623
5月	35	5,677
6月	32	7,397
7月	51	10,362
8月	49	10,892
9月	42	9,015
10月	27	5,909
11月	41	6,938
12月	60	10,461
年間	最大	合計
	64	102,066